

原子力規制委員会 御中

「原子力災害対策指針（改正原案）及び原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則（案）」に対する意見提出用紙

**住所** 〒500-8570  
岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

**氏名** 岐阜県

**連絡先** 危機管理政策課原子力防災室  
tel 058-272-1129  
fax 058-278-2524  
e-mail [c11117@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11117@pref.gifu.lg.jp)

**意見の対象となる案件**

原子力災害対策指針（改正原案）及び原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則（案）

（意見／理由）

本改定原案では、福島第一原発事故で教訓とすべき広域原子力防災のあり方において、UPZ外の地域の防災対策がおさなりに扱われている。UPZ外の地域においても、我が国の地域特性を考慮した、きめ細かな防護措置が実施できるように、以下の事項について検討を行い、国が責任を持って原子力災害対策指針の充実・強化を図るべきである。

**【屋内退避】**

- ・長時間プルームが外に存在した場合の屋内退避の有効性について、更に検証を行うこと
- ・UPZ外の地域における屋内退避の具体的な実施方法（対象範囲の設定基準、観光客など一時滞在者の屋内退避場所の確保及び周知方法等）を明示すること

**【緊急時モニタリング】**

- ・UPZ外の地域における緊急時モニタリングの具体的な実施方法（防護措置実施単位とのひも付け等）を明示すること

**【拡散予測】**

- ・UPZ外の地域において、より合理的で有効な防護措置が実施できるよう、モニタリングデータとの組み合わせにより、SPEEDI等を用いた拡散予測シミュレーションの精度を向上させ、適切に活用することを検討すること

**【安定ヨウ素剤】**

- ・避難・一時移転時の安定ヨウ素剤の具体的な配布方法を明示すること

**【一時移転】**

- ・UPZ外の地域における一時移転に必要な要員・資機材の確保方法を明示すること